

## 国家知識産権局の

### 「重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法」に関する公告(第426号)

公表日：2021年5月28日

## 国家知識産権局公告

### 第四二六号

知的財産権保護の全面的な強化に関する党中央、國務院の方策手配を真摯に徹底し、公平に競争する市場秩序を確実に守り、専利権者と社会公衆の合法的權益を保障し、全国で重大な影響を有する専利紛争行政裁決事件を法律、法規によって処理するために、「中華人民共和国専利法」及び関連する法律・法規・規則に基づいて、国家知識産権局は、「重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法」を制定する。ここに公布し、2021年6月1日から施行する。

特にここに公告する。

国家知識産権局

2021年5月26日

## 重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法

**第一条** 知的財産権保護の全面的な強化に関する党中央、國務院の方策手配を徹底し、公平に競争する市場秩序を確実に守り、専利権者と社会公衆の合法的權益を保障するために、「中華人民共和国専利法」（以下、「専利法」という）及び関連する法律・法規・規則に基づいて、本弁法を制定する。

**第二条** 本弁法は、国家知識産権局による、専利法第七十条第一項にいう全国で重大な影響を有する専利権侵害紛争（以下、「重大な専利権侵害紛争」という）の処理に適用される。

**第三条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、重大な専利権侵害紛争に属する。

- (一) 重大な公共の利益に関わる場合
- (二) 業界の発展に著しく影響する場合
- (三) 省級行政区域を跨ぐ重大事件に該当する場合
- (四) 重大な影響を及ぼすおそれのあるその他の専利権侵害紛争に該当する場合

**第四条** 重大な専利権侵害紛争に対する行政裁決を請求するには、第三条にいう状況に合致し、かつ次の各号に掲げる条件を備えなければならない。

- (一) 請求人が専利権者又は利害関係者であること
- (二) 明確な被請求人がいること
- (三) 明確な請求事項と具体的な事実、理由があること
- (四) 人民法院が当該専利権侵害紛争について立件していないこと

**第五条** 重大な専利権侵害紛争に対する行政裁決を請求するには、「専利行政法執行弁法」の関連規定に基づいて請求書及び関連する証拠資料を提出しなければならない。また、被請求人の所在地又は権利侵害行為地の省・自治区・直轄市において専利

業務を管理する部門が発行した、本弁法第三条の状況に合致する証明資料をさらに提出しなければならない。

**第六条** 請求が本弁法第四条の規定に適合する場合、国家知識産権局は、請求書を受け取った日から5業務日以内に立件し、かつ請求人に通知するとともに、3名以上の奇数の事件処理担当者を指名して合議体を結成し、事件に当てなければならない。事案が特に複雑な場合又はその他の特別な状況がある場合は、承認を得て、立件期間を5業務日延長することができる。

請求が本弁法第四条の規定に適合しない場合には、国家知識産権局は、請求書を受け取った日から5業務日以内に立件しない旨を請求人に通知し、かつ理由を説明しなければならない。

重大な専利権侵害紛争に属しない請求について、国家知識産権局は、これを立件せず、かつ管轄権を有する、地方で専利業務を管理する部門に処理を請求することができる旨を請求人に告知する。

**第七条** 省・自治区・直轄市の専利業務管理部門は、管轄区内の専利権侵害紛争処理請求について、事案が重大な専利権侵害紛争に属すると判断した場合、国家知識産権局に報告して行政裁決を仰ぐことができる。

**第八条** 事件処理担当者は、国家知識産権局が発行した事件処理証明書を保有しなければならない。

**第九条** 事件処理担当者が次の各号のいずれかに該当する場合、回避しなければならない。

- (一) 当事者又はその代理人の近親者である場合
- (二) 専利出願又は専利権と利害関係がある場合
- (三) 当事者又はその代理人とその他の関係があり、公正な事件処理に影響するおそれがある場合

当事者は、事件処理担当者に忌避を申し立てる権利を有する。当事者が忌避を申し立てる場合は、理由を説明しなければならない。

事件処理担当者の忌避については、事件処理を担当する部門が決定する。

**第十条** 国家知識産権局は、立件日から5業務日以内に請求書及びその添付書類の副本を被請求人に発送し、それらを受領した日から15日以内に答弁書を提出し、かつ請求人の人数分の答弁書の副本を提出するよう当該被請求人に要求しなければならない。被請求人が期間を過ぎても答弁書を提出しなかった場合でも、事件の処理を妨げない。

被請求人が答弁書を提出する場合には、国家知識産権局は、受領日から5業務日以内に答弁書の副本を請求人に転送しなければならない。

国家知識産権局は、同一の専利権を侵害した事件を併合処理することができる。

**第十一条** 事件処理の過程において、請求人が被請求人の追加を申請した場合であって、共同被請求人の条件を満たすとき、国家知識産権局は、追加の裁定を下し、その他の当事者に通知しなければならない。共同被請求人の条件を満たさないが請求条件を満たすときは、追加申請を却下し、別件で請求するよう請求人に告知しなければならない。被請求人がその他の当事者を被請求人として追加するよう要求した場合は、請求人に告知しなければならない。請求人が追加に同意した場合は、追加を許可する旨の裁定を下す。請求人が同意しない場合は、その他の当事者を第三者として追加することができる。被請求人又は第三者追加の請求は、口頭審理前に行わなければならない。そうでなければ、これを支持しない。

**第十二条** 当事者は、自らが提起した主張に対して、証拠を提供する責任を有する。当事者が客観的な事由により収集できない証拠については、初歩的な証拠及び理由を提出し、国家知識産権局の調査又は検査を書面で申請することができる。事件事実を究明する必要性に応じて、国家知識産権局も、法により調査又は検査を行うことができる。

事件処理担当者が調査又は検査を行う場合には、2名を下回ってはならず、かつ当事者又は関係者に事件処理証明書を提示しなければならない。

**第十三条** 事件処理担当者は、調査又は検査するに当たって、次の各号に掲げる職権を行使することができる。

(一) 関係当事者及びその他の関係組織・個人に質問し、専利権侵害被疑行為に関連する状況を調査する。

(二) 当事者の専利権侵害被疑行為の場所に対する現場検査を行う。

(三) 専利権侵害被疑行為に関連する製品を検査する。

調査又は検査に当たり、当事者又は関係者は、これに協力、助力しなければならない、これを拒絶、阻害してはならない。

業務上の必要性及び実情に応じて、国家知識産権局は、関連事件調査業務を地方の管理専利業務を管理する部門に委託することができる。

**第十四条** 専利権侵害紛争が複雑な技術的問題に関わり、検証・鑑定を行う必要がある場合には、国家知識産権局は、当事者の請求に応じて関連機構に検証・鑑定を委託することができる。当事者が検証・鑑定を請求した場合は、検証・鑑定機構について、双方当事者が協議を経て確定することができる。協議が成立しない場合には、国家知識産権局が指定する。検証・鑑定意見は、証拠調べを経ずに、処理決定の証拠としてはならない。

当事者間で鑑定費用について取決めがある場合は、その取決めに従う。取決めがない場合には、鑑定費用は、鑑定申請者が先に立て替え、処理決定が下された時点で責任者が負担する。

**第十五条** 国家知識産権局は、技術調査官を指名派遣して、事件処理に参加させ、技術調査意見を提出させることができる。関連する技術調査意見は、合議体が技術事実を認定するための参考とすることができる。技術調査官管理弁法は、別途規定する。

**第十六条** 国家知識産権局は、事案の必要性に応じて口頭審理を行うか否かを決定する。口頭審理を行う場合は、少なくとも口頭審理の5業務日前に口頭審理の時間、場所を当事者に通知しなければならない。当事者が正当な理由なく参加を拒否した場合、又は許可を得ずに途中で退出した場合は、請求人に対しては、請求の取下げとみなして処理し、被請求人に対しては、欠席とみなして処理する。

**第十七条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当事者は、事件処理の中止を申請することができ、国家知識産権局は、事件処理の中止を職権により決定することができる。

(一) 被請求人が係争専利権の無効審判を請求し、かつ国家知識産権局に受理された場合

(二) 一方当事者が死亡し、相続人が処理に関与するか否かの意思表示を待つ必要がある場合

(三) 一方当事者が行為能力を喪失し、法定代理人がまだ確定していない場合

(四) 一方当事者である法人又はその他の組織が終了し、権利義務を受け継ぐ者がまだ確定していない場合

(五) 一方当事者が不可抗力事由により、審理に参加できない場合

(六) 当該事件が別の事件の審理結果に依拠しなければならないが、当該別の事件がまだ結審していない場合

(七) 処理を中止する必要があるその他の事由

**第十八条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、国家知識産権局は、事件の処理を中止しなくてもよい。

(一) 請求人が発行した検査報告書又は専利権評価報告書からは、実用新案又は意匠権が専利権付与条件を満たさないとすべき欠陥が見られない場合

(二) 無効審判手続において、既に当該実用新案又は意匠に対し有効を維持する旨の決定が下されている場合

(三) 当事者の提起した中止理由が明らかに成立しない場合

**第十九条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、国家知識産権局は、事件を取り消すことができる。

(一) 立件後、受理条件を満たしていないことが発覚した場合

(二) 請求人が処理請求を取り下げた場合

(三) 請求人が死亡若しくは抹消したが継承人がおらず、又は継承人が処理請求を放棄した場合

(四) 被請求人が死亡若しくは抹消し、又は義務を負うべき者がいない場合

(五) 事件を取り消す必要があるその他の事由

**第二十条** 行政裁決期間において、関連する専利権が国家知識産権局に無効とされた場合は、事件の処理を終了させることができる。上記権利無効審判の決定が発効した行政判決により取り消されたことを証明する証拠がある場合には、権利者は、別途請求することができる。

**第二十一条** 国家知識産権局は、当事者間の調停を組織することができる。双方当事者が合意に達した場合は、国家知識産権局が調停書を作成し、公印を押印し、かつ双方当事者がこれに署名又は押印する。調停が調わない場合は、速やかに行政裁決を下さなければならない。

**第二十二条** 国家知識産権局は、専利権侵害紛争を処理するに当たって、立件日から3か月以内に処理決定を下さなければならない。事件が複雑であるため又はその他の理由により、所定の期間内に処理決定を下すことができなかつた場合は、承認を得て、1か月延長することができる。事案が特に複雑であり又はその他特別な状況があり、延期しても処理決定を下すことができず、承認を得て引き続き延期する場合は、延長の合理的な期間を同時に確定しなければならない。

事件処理過程において、中止、公告、検証・鑑定等の時間は、前項にいう事件処理期間に計上しない。請求変更、共同被請求人・第三者の追加を行った場合には、事件処理期間は、請求変更、共同被請求人・第三者の確定がなされた日から再計算する。

**第二十三条** 国家知識産権局は、行政裁決を下すに当たって、行政裁決書を作成し、かつ公印を押印しなければならない。行政裁決で専利権侵害行為が成立すると認定された場合は、権利侵害行為を直ちに停止するよう命じ、かつ必要に応じて、権利侵害行為の速やかな制止に協力・助力するよう関係主管部門、地方人民政府の関係部門に通知しなければならない。当事者は、これに不服がある場合、行政裁決書を受け取った日から15日以内に、「中華人民共和國行政訴訟法」に基づいて人民法院に提訴することができる。法律で定める事由を除き、訴訟期間において行政裁決の執行は停止

しない。被請求人が期間を過ぎても提訴せず、権利侵害行為を停止しない場合には、国家知識産権局は、人民法院に強制執行を申し立てることができる。

行政裁決が下された後、「政府情報公開条例」及び関連規定に従って社会に公開しなければならない。行政裁決が公開される場合は、営業秘密に関連する情報を削除しなければならない。

**第二十四条** 事件処理担当者及びその他の従業員は、職権乱用、職務怠慢、不正行為を行い、又は事件処理過程に知り得た営業秘密を漏洩し、なお犯罪を構成しない場合には、法により政務処分を与える。犯罪の疑いがある場合には、司法機関に移送して処理する。

**第二十五条** 本弁法に定めがない場合は、「専利行政法執行弁法」及び専利権侵害紛争の行政裁決に関する国家知識産権局の関連規定を適用する。

**第二十六条** 本弁法の解釈権は、国家知識産権局に帰属する。

**第二十七条** 本弁法は、2021年6月1日から施行する。

出所：2021年5月28日付け中国国家知識産権局ウェブサイト

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/28/art\\_74\\_159727.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/28/art_74_159727.html)

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。